

年度経営計画

令和5年度

 岩手県信用保証協会

1 経営方針

(1) 業務環境

ア 岩手県の景気動向

県内経済は、生産活動において電子部品や食料品を中心に弱い動きとなったものの、個人消費が引き続き回復基調であったこと、有効求人倍率が新型コロナウイルス感染症拡大前に近づく等雇用情勢も改善の状況にあることから、全体としては持ち直しの動きが続いている。

今後も持ち直し基調が続くものとみられるが、円安の影響による物価高騰、金利上昇を受けた先進国経済の減速や中国経済の不透明感、物価の上昇が続く中での消費者の買い控えの動き等、県内中小企業に与える影響も懸念されることから、引続き動向を注視していく必要がある。

イ 中小企業を取巻く環境

県内の企業倒産は、コロナ対応に係る手厚い資金繰り支援によってこれまで小康状態が続いてきたが、コロナ禍の長期化等の影響による業績悪化を要因とした倒産は前年と比較し大幅な増加傾向にあり、今後も中小企業の経営は厳しい状況が続くものと思われる。

また、令和5年度はコロナ禍の影響を受けゼロゼロ融資の返済を据え置いていた多くの中小企業の本格返済開始が見込まれることから、信用保証協会に求められる使命は資金繰り支援に止まらず、一層の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促すための経営支援へと大きくシフトしていくものと認識している。

(2) 業務運営方針

このような状況のなか、令和5年度は中期事業計画（令和3年度～令和5年度）の最終年度として、中期ビジョンである「岩手を支える中小企業をとことん応援します。」及び基本方針である「中小企業本位」×「自己変革」を改めて強く意識しながら、経営理念である「積極的な信用保証ときめ細かい経営支援を通して、中小企業の金融円滑化と持続的成長を促し、地域経済の振興に貢献します。」の実現のため、諸課題に取り組んでいくこととする。

また、コロナ禍の影響を受け返済を据え置いていた多くの中小企業に対し、将来に希望をもって事業が継続できるよう個々の実情に合わせた資金繰り支援を経営支援と一体として行っていくこと、新設された制度も活用しながら経営者保証に依存しない融資慣行を確立す

ること、増加する支援ニーズにこたえていくため経営者との信頼関係を構築し伴走支援をしていくこと、金融機関、各支援機関、専門家等との一層の連携を図ることが特に重要と認識しており、以下のとおり重点課題の解決に向けた方策を積極的に講じていく。

2 重点課題

【保証部門】

(1) 現状認識

県内中小企業は、コロナ禍の長期化の影響による過剰債務に加え、原材料高等により一層厳しい状況におかれている。また、県内全域では人口減少、人出不足、沿岸部でのサンマ、サケ等の漁獲量の減少及び復興工事の減少といった様々な地域課題がある。さらにはデジタル化、脱炭素社会の要請への対応や経営者の高齢化による事業承継の対応も迫られている。こうした環境におかれた県内中小企業に対し、将来に希望をもって事業が継続できるよう個々の実情に応じた資金繰り支援を経営支援と一体として行っていくことが必要である。

こうした支援を行うためには県、市町村、金融機関及び商工団体等各支援機関との連携が益々重要となっており、情報交換を緊密に行いながら地域課題の解決及び個社支援に繋げる必要がある。また、協会としても更なる顧客利便性の向上を進めるため、保証制度の創設や経営者保証に依存しない融資慣行に向けた取組みに加え、業務の見直し等も求められる。

以上の認識のもと、次の課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

ア 積極的な信用保証

- (ア) 必要十分な信用供与
- (イ) ニーズにこたえる保証制度の創設
- (ウ) 金融機関との協調、信頼関係の維持・強化
- (エ) 各地域の課題解決に向けた県及び市町村との連携
- (オ) 顧客利便性の向上及び適切な事務処理のための業務の見直し

イ 東日本大震災や台風等により被災した中小企業の復旧・復興支援

(3) 課題解決のための方策

ア 積極的な信用保証

- (ア) 必要十分な信用供与
 - a 新規融資及び既存債務の借換に柔軟に対応できる伴走支援型特別保証を始め、短期継続型保証「5ing」等償還力に応じた各種保証制度や状況に応じた返済緩和の条件変更を提案し、資金繰り面での不安を減らすことで収益力の改善、事業再構築に取り組めるよう支援する。また、必要に応じて経営支援ツールを活用し、資金繰りと経営支援を一体で支援する。
 - b 業績が悪化している企業であっても、企業訪問及びローカルベンチマーク等の活用により事業性、将来性を理解した上で事業継続に必要な資金を積極的に支援する。
 - c 金融機関と連携し、経営者保証を不要とする制度や中小企業が経営者保証を解除することを選択できる制度の利用を促し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を目指す。
- (イ) ニーズに応える保証制度の創設

保証制度検討委員会を立ち上げ、中小企業アンケート結果等により企業ニーズ、現況を把握・検討し、必要に応じて関係機関と連携しながら地域課題、社会的課題に対応した利便性の高い保証制度を創設する。
- (ウ) 金融機関との協調、信頼関係の維持・強化
 - a 日頃より業務を通じて金融機関と良好な関係を築くとともに、金融懇談会、業務推進懇談会及び勉強会を開催し、相互に理解を深め、信頼関係を構築する。
 - b 金融機関のモニタリングが要件となる伴走支援型特別保証やプロパー融資と協会付き融資でリスクを適切に分担する「連携支援協調パッケージ」を金融機関に理解を求めながら推進し、業績悪化企業等に対する支援体制を構築する。
- (エ) 各地域の課題解決に向けた県及び市町村との連携

保証担当部署と保証統括部署が連携して県、市町村、業界団体等と支援施策等の情報交換を行い、地域課題等を共有の上、課題解決のための融資制度創設や保証料・利子補給等の支援策を検討する。
- (オ) 顧客利便性の向上及び適切な事務処理のための業務の見直し
 - a 保証業務に関する事務処理プロセスの改善検討を実施し、企業、金融機関の利便性の向上と適切な事務処理の両立を図る。
 - b 「認証付電子保証書」を未実施金融機関に勧め、順次実施する。
- イ 東日本大震災や台風等により被災した中小企業の復旧・復興支援
 - a 被災企業にはアフターフォロー訪問を行い、適切な金融・経営支援を行うことで復興を下支えする。
 - b 債権買取先については、業況・課題把握を徹底するとともに、エグジット期限が到来する企業に対し、金融機関並びに岩手産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構（以下「両機構」という。）等と連携し、経営計画の策定等エグジットに向けた支援

を行う。

- c エグジット予定案件については、適時適切なタイミングでリファイナンス対応できるよう金融機関、両機構等と情報共有を緊密に行い、連携して対応する。

【経営支援部門】

(1) 現状認識

コロナ禍の長期化、原材料高経営環境が厳しい中において業績の維持、改善のために支援を希望する企業が増加している。当協会は専門家派遣を主たる支援ツールとしているが、前年度の派遣実績は初めて100企業を超え、今年度も引続き支援ニーズは強いものと思われる。増加する支援ニーズに応えながらも着実に支援効果が現れるよう支援の質を確保しながら取り組んでいくが、そのためには対話と傾聴により経営者との信頼関係を構築し、企業の将来像、経営課題、具体的改善策、目標数値等を共有し伴走支援していくことが必要である。また、金融機関、各支援機関、専門家等と連携し多くの知見を活用することも重要である。

協会の支援の質を高めていくために各種研修、支援事例の共有等を実施していくが、職員が自分事として支援に取り組み、支援効果が現われることで、経営者の信頼を得ることが職員のやりがいとなり、支援の質が向上していくという好循環を目指す。

創業支援、事業承継支援は地方創生、地域活性化という観点からも重要であり、金融機関、商工団体等と共に連携し取り組む必要がある。

以上の認識のもと、次の課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

ア 経営支援、再生支援の強化

- (ア) 新しい社会に求められる経営課題の抽出、解決への伴走支援
- (イ) 創業、事業承継支援の強化
- (ウ) 金融機関と連携した伴走支援
- (エ) 企業再生への積極的な取り組み
- (オ) 各支援機関が持つ効果的な支援活用による連携
- (カ) 経営支援の効果検証
- (キ) 経営支援の組織的レベルアップ
- (ク) ファンドへの出資の検討

(3) 課題解決のための方策

ア 経営支援、再生支援の強化

(ア) 新しい社会に求められる経営課題の抽出、解決への伴走支援

- a インターネット等による企業情報の収集に加え、CRD統合ツールや業種別審査辞典等を活用し、企業が抱える問題点等について仮説を立てた上で面談を行い、仮説に固執しすぎないように留意しながら対話と傾聴を通じて経営課題を抽出し、経営者と共有する。
- b 共有した経営課題及び課題解決に向けた改善の方向性に基づき最適な支援ツールを提案し、伴走支援を行う。より実効性の高い支援となるよう課題解決に向けた短期目標の設定・共有、協会の独自支援及び関係機関との連携等を効果的に組み合わせて対応する。
- c コロナ禍の影響等により経営上の課題を有すると思われる企業に対し、企業訪問により現状や支援ニーズ等を確認し、金融、経営両面で必要な支援を実施する。

(イ) 創業、事業承継支援の強化

- a 創業案件は、創業者と面談の上、創業支援パッケージ（いわてドリームパスポート）及び女性起業家支援チーム＜幸呼来（さっこら）＞の活用や日本政策金融公庫、商工団体との連携調整を行いながら、安定成長に向けた総合支援を実施する。また、創業支援を行った先へのフォローアップを実施し、事業が軌道に乗るまでのサポートを行う。
- b 事業承継案件は、面談を重ねることにより関係性を構築し、専門家派遣による承継支援、事業承継・引継ぎ支援センターへの橋渡し、事業承継特別保証の利用促進を行う。
- c 各種セミナーの実施、参加により、創業、事業承継の気運を醸成する。

(ウ) 金融機関と連携した伴走支援

効果的な本業支援を実施するため、企業の経営課題、改善の方向性を金融機関と共有し、それぞれが持ちうる最適な支援策を分担しながら経営改善の伴走支援を行う。

(エ) 企業再生への積極的な取り組み

- a 中小企業活性化パッケージNEXTを踏まえ、東北経済産業局及び中小企業活性化協議会との間で締結した連携協定を意識し、事業再生が必要とされる案件には金融機関、中小企業活性化協議会等と連携して最適な支援案を検討するとともに、中小企業の事業再生等のガイドライン、経営者保証ガイドライン等を適切に活用しながら支援を行う。
- b 計画要件が拡充された経営改善サポート保証制度や信用保証付債権 DDS の活用を促進するため、金融機関等と事業再生支援等

に関する意見交換会、勉強会を開催する。

(オ) 各支援機関が持つ効果的な支援活用による連携

a 保証担当部署及び経営支援課は、いわて中小企業事業継続支援センター会議（ネットワーク会議）や情報交換会等を通じ、関係機関と連携、情報共有の上、企業の経営課題に対して最適な支援機関、支援策を仲介、提案する。

b 各機関が実施する支援施策を調査・共有し、連携が効果的と思われる施策については各機関と連携を行い、総合的な支援に繋げる。

(カ) 経営支援の効果検証

定めた指標を基に検証試行することで効果検証の正式実施に向けた準備を行う。

(キ) 経営支援の組織的レベルアップ

当協会及び他協会等の経営支援に関する成功事例やノウハウ等の情報を横展開するとともに、統括部署による保証担当部署へのフォローアップ、経営支援ミーティング実施による職員間の意見交換、議論及び研修の実施等により、経営支援マインド、スキルの組織的レベルアップと向かうべきベクトルの統一を図る。

(ク) ファンドへの出資の検討

創業や事業再生のための支援が必要な企業を支援するため、県、金融機関、支援機関と連携、情報交換を行い、地方創生に寄与するファンドへの出資等を検討する。

【期中管理部門】

(1) 現状認識

コロナ禍の長期化に加え原材料高等の影響から、条件変更、延滞、事故及び代位弁済は増加傾向で推移しており、今後も同様の傾向が続くものと思われる。廃業、代位弁済に至ることがないようできるだけ早い段階から金融機関と緊密に連携しながら現状を把握し、資金繰り支援、経営支援を適切に実施する必要がある。

以上の認識のもと、次の課題に取り組む。

(2) 具体的な課題

ア 正常化に向けた期中管理

(ア) 期中管理早期対応による正常化支援

(イ) 金融機関と連携した期中管理

(3) 課題解決のための方策

ア 正常化に向けた期中管理

(ア) 期中管理早期対応による正常化支援

- a 保証料未納先、事故前の延滞初期の段階から事業実態を確認し、早期に対応方針を明確にした上で正常化に向けた支援を行う。
- b 事故先についても企業訪問等により事業実態を確認し、金融機関の支援方針も確認しながら事業継続が可能であれば正常化に向けた支援を行う。保証料未納先については、「未収保証料明細表」により業況悪化のシグナルを早期に掴み、未納原因及び対応策を把握の上、早期解決を図る。
- c 条件変更先に対しても企業訪問等により事業実態を確認し、業績改善に繋がるよう金融・経営支援を検討する。

(イ) 金融機関と連携した期中管理

延滞企業については金融機関と定期的に情報を共有し、必要に応じて金融機関担当者との同行訪問や改善計画に対する実績状況等のモニタリングを実施し、連携して正常化支援を行う。

【回収部門】

(1) 現状認識

新型コロナウイルス感染症等の影響による代位弁済の増加や第三者保証人の原則非徴求、有担保求償権の減少、経営者保証非徴求の増加等により、回収を取巻く環境は一層厳しさを増していくことが予想される。

このような厳しい環境にあっても、連合会が示す回収部門における基本ポリシーの考え方に則った適正な回収に引続き努めることとし、事業を継続しながら誠実に返済を履行している債務者に対しては積極的に関与し、事業再生、金融正常化等の提案を行う。

また、効率を重視しながら求償権を行使する義務と費用対効果とのバランスを考慮した管理体制の整備を進める。

(2) 具体的な課題

- ア 適切な対応による回収
- イ 求償権消滅保証による企業再生支援
- ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

(3) 課題解決のための方策

- ア 適切な対応による回収

- (ア) 代位弁済が避けられない案件で一定の回収が見込まれる場合は、代位弁済前の面談の際に回収担当の職員も同席し、返済方針に係る交渉や回収の糸口となる調査を行うことで代位弁済直後の初動対応に繋げる。
- (イ) 死亡や行方不明により交渉が途絶えている関係人については、顧問弁護士や民間調査機関を活用の上、相続人や居所を特定し、速やかに入金交渉を行い、誠意のない関係人に対しては法的措置を検討する。
- (ウ) 担保物件等は、物件所有者の実情を勘案し、任意売買、競売申立、担保権協定締結等状況に応じた適切な措置を早期に着手することとし、任意売買の場合は関係人の同意の上、信頼できる不動産業者や金融機関への情報提供を行い、競売の場合は物件情報をホームページや保証月報に掲載し、物件売却を促進する。
- (エ) 無担保求償権については関係人の生活実態を把握し、心情等に配慮しながら適切に回収を行う。
- (オ) 一定期間定列入金を継続している求償権関係人に対しては、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインの活用を図る。

イ 求償権消滅保証等による企業再生支援

- (ア) 事業継続中の債務者の業況を把握し、早期に事業再生が可能と判断できる先については、関係部署や必要に応じて外部の支援機関とも連携し、求償権消滅保証や中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づく事業再生を推進する。
- (イ) 求償権消滅保証等の主担当を置き、回収担当からの相談対応、取組上の問題点整理及び企業支援担当者との調整を行い、求償権消滅保証等の取組みを推進する。
- (ウ) 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務整理の申出があった場合は、申出の内容に応じて適切に対応する。

ウ 求償権管理の効率化に向けた体制整備

- (ア) 回収が見込めず管理の実益に乏しい求償権は早期に管理事務停止措置を講じ、管理事務停止先で求償権整理が可能な先は遅滞なく手続を行う。
- (イ) 電算システム等を活用した管理体制を検討する。
- (ウ) 新たなノウハウ獲得のための外部講師による勉強会開催や回収実績の良好な先進協会の視察を検討する。

【その他間接部門】

(1) 現状認識

ウィズコロナ・ポストコロナのもと、信用保証協会に求められる役割に対する期待も今までにも増して大きくなっていくものと認識している。それらの期待に応えていくためには、なお一層の組織力向上のための自己変革が必要不可欠であり、今後についても風通しの良い職場環境の構築、顧客の利便性の向上と業務効率化を図るためのデジタル化の推進及び職員のキャリアアップのための組織的人材育成

等に取り組んでいく。

信用保証協会の公共性と社会的責任の重さを常に認識し、健全な業務運営を通じて中小企業者や関係機関等からの信頼の確立を図るため、職員の倫理観向上、コンプライアンス態勢の維持・強化及び反社会的勢力排除の組織的取組みを不断に進めることが重要である。

また、東日本大震災及び台風被害等の経験を生かし、職員の安全と業務の迅速な復旧を図るため、事業継続計画（BCP）に基づく訓練を実施し、緊急事態に備える必要がある。

なお、個人情報については、適正な個人情報保護を図るため各部署で点検計画を策定し、定期的に点検するとともに監査を実施して適正な管理を行う必要がある。

(2) 具体的な課題

- ア 組織風土の変革
- イ デジタル化の推進
- ウ 研修体系の効果的運用と組織的人材育成
- エ 効果的な広報活動の展開
- オ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

(3) 課題解決のための方策

- ア 組織風土の変革
 - (ア) 職場環境の改善に向けたオフサイトミーティングを実施し、職員の主体的な行動を促すとともに必要な改善に取り組む。
 - (イ) ストレスチェックの分析結果に基づき、職場環境の課題を抽出し、課題解決に向けた施策を検討する。
 - (ウ) 必要に応じて専門家を活用しながら、風通しの良い職場環境整備に向けた施策を実施する。
- イ デジタル化の推進
 - (ア) 保証申込電子化及び合理化・効率化に資する業務のデジタル化を各業務の主管課と連携して推進する。
 - (イ) 保証書電子化の実施について、主管課と連携して未実施金融機関に働きかける。
- ウ 研修体系の効果的運用と組織的人材育成
 - (ア) 効果的に人材育成を行うため、研修体系に掲げる職場外研修への派遣職員選定に係る運用の見直しを行う。
 - (イ) 他協会等から収集した情報を参考に、人材育成に係る効果的かつ組織的なサポート体制を構築する。

エ 効果的な広報活動の展開

次世代広報を見据えた広報体系を整備し、効果的なメディアを活用した広報活動を展開するとともに効果検証方法について検討を進める。

オ コンプライアンス態勢の維持・強化、反社会的勢力排除の徹底

(ア) コンプライアンス・プログラムに基づきコンプライアンス委員会及び担当者会議を開催し、コンプライアンス態勢の維持・強化を図る。

(イ) 反社会的勢力からの介入防止、排除に向け、「反社会的勢力との対応マニュアル」に基づく知見の拡大・知識の提供を行う。

(ウ) コンプライアンス・チェックシート等により職員のコンプライアンス意識の把握と向上を図る。

(エ) 各部署でコンプライアンスをテーマとした職場内研修を実施するよう促すとともに、コンプライアンスニュースによる啓発活動を行う。

(オ) 事業継続計画（BCP）に基づく訓練を実施する。

(カ) 個人情報保護に関する点検責任者が行う個人データ管理規程等に基づく個人データ取扱点検の年間計画策定と定期的な点検・報告を集約、管理する。

(キ) 各部署からの個人データ取扱点検報告書により管理状況を把握するとともに、個人データの取扱状況の点検・監査規程に基づく監査を実施し、必要に応じて改善を指導する。

3 事業計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
保証承諾	70,000	89.7	116.7
保証債務残高	324,000	99.4	93.3
保証債務平均残高	334,000	96.8	94.1
代位弁済（元利）	3,500	100.0	149.7
実際回収（元損）	650	138.3	55.8
求償権残高	963	69.0	145.9

積算の根拠（考え方）

<保証承諾>

新規融資、既存債務の借換にも柔軟に対応できる伴走支援型特別保証を始め、短期継続支援型保証「5ing」等償還力に応じた各種保証制度を提案していくとともに、金融機関と連携し、経営者保証を不要とする制度や経営者保証を解除することを選択できる制度の利用を促す等積極的な信用保証に取り組む方針であり、70,000百万円（前年度計画比89.7%）の計画とした。

<保証債務残高>

残高構成比の過半を占めるコロナ関連制度の償還開始が本格的に開始するとともに、コロナ禍で影響を受けた企業の代位弁済増加が見込まれるが、金融機関と緊密に連携しながら資金繰り支援、経営支援を適切に実施の上、保証債務残高の減少幅の縮小を目指すこととし、324,000百万円（前年度計画比99.4%）の計画とした。

<代位弁済>

新型コロナウイルス感染症の影響や従来から体力が弱っていた事業者の休廃業が懸念されることから、代位弁済は前年を大きく上回っていくものと予想されるため、全体として3,500百万円とした。

<実際回収>

第三者保証人の原則非徴求、有担保求償権の減少、法的整理の増加等により回収を取巻く環境は依然として厳しいが、代位弁済直後の初動対応を徹底し、「基本ポリシー」に基づいた回収に努める一方、求償権消滅保証等による事業者の再生及び「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を活用した保証人の生活再建支援に積極的に取り組むこととし、650百万円の回収とした。

4 収支計画

(単位：百万円、%)

	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比	保証債務 平残比
経常収入	3,747	108.2	97.5	1.12
保証料	3,139	102.2	93.9	0.94
運用資産収入	262	100.0	99.2	0.08
責任共有負担金	200	298.5	298.5	0.06
その他	146	228.1	86.9	0.04
経常支出	2,558	101.8	100.5	0.77
業務費	1,140	115.9	109.3	0.34
借入金利息	0	-	-	0.00
信用保険料	1,413	100.0	94.2	0.42
責任共有負担金納付金	0	-	-	0.00
雑支出	5	50.0	250.0	0.00
経常収支差額	1,189	125.2	91.7	0.36
経常外収入	5,390	98.8	113.7	1.61
償却求償権回収金	93	113.4	66.4	0.03
責任準備金戻入	2,218	95.9	96.5	0.66
求償権償却準備金戻入	199	104.2	106.4	0.06
求償権補てん金戻入	2,880	100.4	136.2	0.86
その他	0	-	-	0.00
経常外支出	5,591	99.2	117.8	1.67
求償権償却	3,077	96.8	132.2	0.92
責任準備金繰入	2,258	106.1	101.8	0.68
求償権償却準備金繰入	249	87.4	125.1	0.07
その他	7	17.1	233.3	0.00
経常外収支差額	△ 202	112.8	2,020.0	△ 0.06
制度改革促進基金取崩額	0	-	-	0.00
収支差額変動準備金取崩額	0	0.0	0.0	0.00
当期収支差額	987	128.0	76.7	0.30
収支差額変動準備金繰入額	493	128.1	76.7	0.15
基金準備金繰入額	494	128.0	76.7	0.15
基金準備金取崩額	0	-	-	0.00
基金取崩額	0	-	-	0.00

積算の根拠（考え方）
<ul style="list-style-type: none"> 保証料については、平均保証料率がほぼ令和4年度並みとして算出した。 運用資産収入は、新規の有価証券購入の予定がないことから、現在の資産運用状況を見込んで算出した。 責任共有負担金は、前年度上期確定額と責任共有代位弁済実績に負担割合を乗じた下期見込額を合算して算出した。 業務費については、予想される人件費、物件費を個別に積算して算出した。 信用保険料については、平均保険料率を前年度同率と見込んで算出した。 責任共有負担金納付金は、責任共有負担金受領見込額に対し平均填補率、支払保険料等を考慮し算出した。 償却求償権回収金は、実際回収が前年度より減少する見込みであることから、併せて減少するものと見込んだ。 責任準備金戻入及び求償権償却準備金戻入については、前年度見込みの責任準備金繰入及び求償権償却準備金繰入と同額とした。 求償権補てん金戻入は、保険金受領見込額、損失補償金の振替額分を考慮し、算出した。 求償権償却は、代位弁済計画額及び求償権回収計画額から算出した。 責任準備金繰入は、新基準計算に従い算出した。 求償権償却準備金繰入は、代位弁済計画額及び求償権回収計画額を基に所定の割合を乗じて算出した。

5 財務計画

(単位：百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
年度金融 中機関 出えん 等負担 ・金	県	0	-	-
	市 町 村	0	-	-
	金融機関等	0	-	-
	合計	0	-	-
基金取崩		0	-	-
基金準備金繰入		494	128.0	76.7
基金準備金取崩		0	-	-
期末基本 財産	基金	9,507	100.0	100.0
	基金準備金	14,426	100.8	103.5
	合計	23,934	100.5	102.1

制度改革促進基金取崩	0	-	-
制度改革促進基金 期末残高	0	-	-

収支差額変動準備金繰入	493	128.1	76.7
収支差額変動準備金取崩	0	0.0	0.0
収支差額変動準備金 期末残高	8,990	109.1	105.8

(単位：百万円、%)

		金額	対前年度 計画比	対前年度 実績見込比
国からの財政援助		0	-	-
基金補助金		0	-	-
地方公共団体からの財政援助		756	70.6	94.3
保証料補給 （「保証料」計上分）		708	68.7	93.9
保証料補給 （「事務補助金」計上分）		39	139.3	100.0
損失補償補填金		9	75.0	100.0
事務補助金 （保証料補給分を除く）		0	-	-
借入金運用益		0	0.0	-

積算の根拠（考え方）

<基本財産の造成>

平成 18 年度から県・市町村の出捐金及び金融機関の負担金は要請を見合わせており、基本財産は収支差額による自己造成に努める。

<地方公共団体からの財政援助>

保証料補給（「保証料」計上分）は、前年度の実績見込値を基に算出した。

保証料補給（「事務補助金」計上分）は、預託方式による運用益以外の部分を見込んだ。

<損失補償補てん金>

代位弁済計画に基づき算出した。

<借入金運用益>

借入金見込と預金金利の動向を基に算出した。

6 経営諸比率

(単位：%)

項目	算式	比率	対前年度計画比 増減	対前年度 実績見込比増減
保証平均料率	保証料収入／保証債務平均残高	0.94	0.05	0.00
運用資産収入の保証債務平残に対する割合	運用資産収入／保証債務平均残高	0.08	0.00	0.01
経費率	経費【業務費+雑支出】／保証債務平均残高	0.34	0.05	0.05
(人件費率)	人件費／保証債務平均残高	0.18	0.01	0.02
(物件費率)	物件費【経費-人件費】／保証債務平均残高	0.16	0.04	0.03
信用保険料の保証債務平残に対する割合	信用保険料／保証債務平均残高	0.42	△ 0.02	0.00
支払準備資産保有率	(流動資産-借入金)／保証債務残高	12.46	0.18	0.59
固定比率	(事業用不動産+建設仮勘定)／基本財産	3.39	△ 0.78	△ 0.16
基金の基本財産に占める割合	基金／基本財産	39.72	△ 1.44	△ 0.85
求償権による基本財産固定率	(求償権残高-求償権償却準備金)／基本財産	2.98	△ 1.83	1.01
		963	/	
基本財産実際倍率	保証債務残高／基本財産	13.54		
代位弁済率	代位弁済額(元利計)／保証債務平均残高	1.05	0.04	0.38
回収率	回収(元本)／(期首求償権+期中代位弁済(元利計))	1.04	0.54	△ 12.44

(注) 1. 基本財産とは、決算処理後のものとする。

2. 基本財産固定率欄の下段には、計算根拠となる各年度末ごとの求償権残高の実数(単位：百万円)を記入する。